

町田市物価高騰対策事業者給付金 <申請案内>

物価高騰の影響を受ける市内中小企業者の事業継続及び経営安定のために、直近1年間に支払った水道光熱費（電気料金、ガス料金、水道料金）及び燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油等）に要した経費に応じて給付金を支給します。

1 概要

1. 対象者（共通条件）

次に掲げる要件をすべて満たす中小企業者^{※1~3}

- (1) 町田市内に事業所があること^{※4}
- (2) 事業を継続する意思を有していること^{※5}
- (3) 町田市が同じ目的で実施する同種の物価高騰に関する給付金等と重複して受給していないこと

※1 給付金申請日時点において、次の①②のいずれかを満たす中小企業者等をいいます。

①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（法人又は個人）

主な業種	資本金額 又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

②個別の法律に規定される法人であって、資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であれば、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人等、会社以外の法人も対象。（原則として収益事業を行っており法人税の確定申告を行っている場合に限る。ただし、収益事業を行っていない事業者に関する特例として、※2に該当する事業者は対象。）

- ※2 収益事業を行っていない法人等であっても、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、医療法、学校教育法等に基づき、認可等を受けた市内の事業所等（ただし、複数のサービスに係る事務を同一の空間で行い、光熱水費等の管理が一体である場合は、一つの事業所とみなす。）のうち所管庁に報告した直近の決算書類等により光熱水費等の支出実態が確認できるもの
- ※3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教団体等は対象外。
- ※4 法人事業者は、「本店」又は「本社」が市外でも、「支店」や「営業所等」が町田市内にある場合は対象。（ただし、支店等における水道光熱費や燃料費が分かる書類を提出ができる場合に限る。）また、個人事業者は、町田市内に事業所の所在地がある場合が対象。
- ※5 申請日時点で、町田市内で1か月以上事業を継続しており、今後も町田市内で事業継続の意思があること。

2. 対象者（個別条件）

次の①から⑤のいずれかの条件に該当する事業者

法人	① 直近決算期の確定申告を終えた法人事業者 直近の決算額で水道光熱費と燃料費が1年分あり、その合計額が5万円以上であること
	② 新規創業等の理由から、決算書上の対象経費が1年分に満たない法人事業者 直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に、12を乗じた額が5万円以上であること
個人	③ 令和7年分の確定申告を終えた個人事業者 令和7年分の決算額で水道光熱費と燃料費が1年分あり、その合計額が5万円以上であること
	④ 新規創業等の理由から、決算書上の対象経費が1年分に満たない個人事業者 直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に、12を乗じた額が5万円以上であること
法人・個人	⑤ 転入時期により決算書に記載された町田市内の事業所における対象経費が1年分に満たない事業者 直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に、12を乗じた額が5万円以上であること

3. 給付対象費

町田市内の事業所において直近1年間に事業用で支払った下記費用の合計額

- ・水道光熱費
- ・燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油等）

※直近の決算書、総勘定元帳の写しで、対象経費を確認します。

4. 給付額

直近1年間に事業用で支払った水道光熱費及び燃料費の合計に応じた給付額

※水道光熱費と燃料費の合計が5万円未満の場合、給付対象ではありません。

※1事業所あたりの給付額の上限は20万円です。

※事業所が複数ある場合、合算ではなく事業所ごとに元帳が分かればそれぞれに支給いたします。

光熱水費等	給付金額
5万円以上10万円未満	1万円
10万円以上	2万円
20万円以上	4万円
30万円以上	6万円
40万円以上	8万円
50万円以上	10万円

光熱水費等	給付金額
60万円以上	12万円
70万円以上	14万円
80万円以上	16万円
90万円以上	18万円
100万円以上	20万円

給付額は、水道光熱費及び燃料費の合計に応じて、1事業所あたりで計算した金額となります。

(例) 市内事業所で、直近1年間に事業用で支払った水道光熱費と燃料費の合計が、

- 40,000円の場合 ⇒ 給付対象外
- 360,000円の場合 ⇒ 給付額 6万円
- 600,000円の場合 ⇒ 給付額 12万円

2 申請

1. 申請期間

2026年4月1日（水）10：30～6月30日（火）17：00

※郵送の場合は消印有効

※予算額に達し次第、申請受付を終了する場合があります。

2. 申請方法

(1) オンライン申請

(2) 郵送申請（事前予約による窓口受付可）

※窓口での相談・申請は、事前予約が必要となります。ご理解・ご協力をお願いします。

<町田市物価高騰対策事業者給付金 事務局>

〒194-8501

東京都町田市原町田6-4-1 町田東急ツインズ ウエスト7階 JTB内

※受付期間：4月1日（水）～6月30日（火）

受付時間：（窓口）平日 10：30～17：00

（電話）平日 9：30～17：00

電話番号：042-728-8715

3. 申請先

(1) オンライン申請

町田市物価高騰対策事業者給付金ホームページ（右のQRコード）

URL：<https://machidacci.jp/>



(2) 郵送申請

申請書類一式を揃えた上で、以下の宛先に郵送してください。郵送にあたり、レターパック等、郵送物の追跡ができる方法を推奨します。郵送費用は申請者負担です。

<宛先>

〒194-8501 **東急ツインズ留め**

町田商工会議所

町田市物価高騰対策事業者給付金 事務局 宛

受取人住所

〒194-8501 東京都町田市原町田6-4-1
町田東急ツインズ ウエスト7階 JTB内
電話番号：042-728-8715

※必ず

「東急ツインズ留め」
と朱書きで大きく
ご記載ください。

4. 申請書類の入手方法

申請書類は、「町田市物価高騰対策事業者給付金ホームページ」からダウンロードできます。また、給付金事務局、町田商工会議所、町田市役所 産業政策課（9階906窓口）、各

市民センターで申請書類を配布しています。(配布場所を追加した場合は、それぞれのホームページ等で随時ご案内します)

5. 申請に関する注意事項

- (1) 紙による申請書類は、原則A4サイズ、片面印刷したものをご提出ください。
- (2) 申請書類に不足や誤りがある場合、追加書類の提出や確認のご連絡をするため、支払いに時間を要する場合があります。「申請時チェックシート」を利用して、申請書類を必ず確認してください。
- (3) ご提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。
- (4) 偽り、その他不正な手段により給付金を受けた場合、返還いただきます。

6. 申請書類

※紙による申請書類は、原則A4サイズ、片面印刷したものをご提出ください。

書類番号	必要書類		備考	
共通書類	1	町田市物価高騰対策事業者支援事業 交付申請書 (様式第1号)	原本	
	2	申請事業者確認書 (様式第2号)	原本	
	3	振込口座が分かる書類	写し	・振込先口座通帳の見開き1ページ目と2ページ目のコピー(金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義(カナ)がわかる箇所)を必ず添付してください。
	4	給付額計算書 (様式第3号)	原本	・事業所ごとに作成し、根拠書類として8、9、又は10、11の追加書類を添えてください。
	5	申請書類チェック表 (様式第4号)	原本	・事業所ごとに、申請書類の不足がないか必ず確認してください。
	6	アンケート (様式第5号)	原本	

法人事業者の追加書類	7	履歴事項全部証明書の写し、またはインターネット登記情報提供サービスから取得した登記情報書類	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局の証明印があり、かつ3か月以内に発行されたもの。 ・インターネット登記情報提供サービスから取得した場合は、取得日から3か月以内のもの。
	8	<p><個別条件①に該当、または個別条件②、⑤で確定申告を終えている法人事業者></p> <p>直近の確定申告書の写し（下記の3点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税確定申告書の別表一の写し ・決算報告書の「損益計算書」、「販売費及び一般管理費内訳書」、「製造原価報告書（作成している事業者のみ）」の写し ・法人事業概況説明書 	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の確定申告書とは、直近1期分を指します。 ・e-TAXで申告した場合は受付日時が印字された受信通知の添付が必要です。 ・次ページの留意事項を必ずご参照ください。
	9	<p><個別条件②、⑤に該当する法人事業者></p> <p>対象となる水道光熱費、燃料費が分かる書類（該当年月・申請者情報（住所・氏名）の記載がある総勘定元帳の写し）</p>	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・次ページの留意事項を必ずご参照ください。
個人事業者の追加書類	10	<p><個別条件③に該当、または個別条件④、⑤で確定申告を終えている個人事業者></p> <p>令和7年分の確定申告書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告：確定申告の第一表、青色申告決算書一式の写し ・白色申告：確定申告の第一表、収支内訳書一式の写し 	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の確定申告書とは、令和7年分の申告書を指します。 ・e-TAXで申告した場合は受付日時が印字された受信通知の添付が必要です。 ・次ページの留意事項を必ずご参照ください。
	11	<p><個別条件④、⑤に該当する個人事業者></p> <p>対象となる水道光熱費、燃料費が分かる書類（該当年月・申請者情報（住所・氏名）の記載がある総勘定元帳の写し）</p>	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・次ページの留意事項を必ずご参照ください。
	12	開業届の写し	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・2026年1月1日以降に創業した個人事業者のみ。

(留意事項)

- ・書類が申請者のものと判別できるように、書類の余白に申請者の法人名（個人は屋号）と住所、氏名（代表者）を記入してください。
 - ・対象経費（水道光熱費、燃料費）を他の勘定科目に計上している事業者、及び個別条件の②、④、⑤に該当する事業者は、対象経費の領収書や請求書ではなく、対象経費が明記され金額が分かる総勘定元帳の写しを提出してください。
 - ・事業所が複数ある場合は、市内事業所のみが対象です。
- また、事業所ごとに計算した対象経費が5万円以上の事業所のみが対象となります。対象となる事業所ごとに対象経費が明記され、金額が分かる書類（領収書や請求書ではなく、総勘定元帳の写し）を添付してください。

3 申請受付後の流れ

1. 申請書類の確認、審査

申請書類が揃っているかを確認し、対象条件や対象経費が適切であるか等を審査します。資料の不足や不明な点等が発生した場合は、申請書に記載された連絡先等に問い合わせいたします。

2. 給付金の支払

書類等に不備がなければ、申請書類の受付後、約1か月後にご指定の振込口座へ入金し、指定口座への入金をもって、給付金の交付決定といたします。

なお、申請の混雑状況によっては入金まで時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

また、不給付の場合は別途通知いたします。

4 よくあるお問い合わせ

Q 1. この給付金は、町田市が同じ目的で実施する給付金等と重複申請できますか？

A 1. 町田市が同じ目的（物価高騰に対する事業者等支援のため）で実施する、同種の物価高騰に関する給付金等と重複して申請することはできません。

※各支援事業の詳細につきましては、町田市ホームページでご確認ください。

なお、東京都等の他機関が実施する同種の給付金等との重複申請については、それぞれの実施機関にご確認ください。

Q 2. 申請日時点で事業を辞めている場合は対象になりますか？

A 2. 対象になりません。

申請日時点で、町田市内で1か月以上事業を継続しており、今後も町田市内で事業継続する意思があることが条件です。

Q 3. 個人事業主は、対象になりますか？

A 3. 個人事業主(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)も対象になります。申請の際に添付していただく、確定申告書にて確認させていただきます。

Q 4. 個人事業者ですが、雑所得で確定申告をしています対象となりますか？

A 4. 事業所得又は不動産所得として確定申告されていない場合は対象外です。

Q 5. 個人事業者で、不動産収入のみの場合は対象となりますか？

A 5. 対象となります。ただし、町田市内に物件があることが条件になります。

Q 6. 会社を営営していますが、個人でも事業をしています。それぞれの事業主として、2つを申請することは可能ですか？

A 6. ひとりの事業主が会社と個人事業を営んでいる場合、それぞれの事業主として2つを申請することが可能です。

ただし、法人事業者の場合は1法人格あたり1回の申請となり、個人事業者の場合は1個人あたり1回の申請となります。

Q 7. この給付金は、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人は対象となりますか？

A 7. 対象になります。

個別の法律に規定される法人であって、資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であれば、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人等、会社以外の法人も対象となります。

(原則として、収益事業を行っており、法人税の確定申告を行っている場合に限りです。ただし、収益事業を行っていない事業者に関する特例として、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、医療法、学校教育法等に基づき、市内で認可等を受けた事業所等(ただし、複数のサービスに係る事務を同一の空間で行い、光熱水費等の管理が一体である場合は、一つの事業所とみなす。)のうち所管庁に報告した直近の決算書類等により光熱水費等の支出実態が確認できるもの場合は、本事業の対象となります。

Q 8. 対象とならない業種等がありますか？

A 8. 政治活動や宗教活動に関する団体は対象になりません。

また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」や、該当営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者のほか、代表者や役員、使用人その他の従業員等が、町田市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する暴力団関係者も対象外となります。

Q 9. 市外に住んでいますが、事業所が町田市内にあります。対象ですか？

A 9. 町田市内に事業所があることが要件となりますので、対象です。

ただし、「支店」や「営業所等」の水道光熱費や燃料費が分かる書類の添付が必要です。

Q 10. 最近、町田市に事業所を移してきましたが対象となりますか？

A 10. 申請日時点で、町田市内で1か月以上事業を継続しており、今後も町田市内で事業継続する意思があれば対象となります。

Q 11. 町田市内に複数の事業所を有していますが、事業所ごとに申請できますか？

A 11. 事業所が複数ある場合は、直近1年間に事業用で支払った、町田市内の事業所ごとの水道光熱費及び燃料費の合計に応じた給付金を申請することができます。

なお、事業所ごとの給付金をまとめて1回で申請していただきます。

Q 12. 最近創業したため、決算書に記載されている経費が1年分ありません。どうすればいいですか？

A 12. 創業時期により決算書に記載された対象経費が1年分に満たない場合、直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に12を乗じた額が、5万円以上である場合でも対象とします。この場合、個別条件②または④に該当するため、対象経費が分かる根拠書類（総勘定元帳の写し）を提出してください。

Q 13. 法人事業者ですが、新規に創業したため確定申告をまだ行っていません。対象となりますか？

A 13. 直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に12を乗じた額が、5万円以上である場合対象とします。この場合、個別条件②に該当するため、対象経費が分かる根拠書類（総勘定元帳の写し）を提出してください。

Q 1 4. 個人事業者ですが、今年になってから創業したため確定申告をまだ行っていません。対象となりますか？

A 1 4. 直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に1.2を乗じた額が、5万円以上である場合対象とします。この場合、個別条件④に該当するため、対象経費が分かる根拠書類（総勘定元帳の写し）を提出してください。

Q 1 5. 決算書の勘定科目に燃料費を計上していませんが、ガソリン代を旅費交通費に計上しています。対象となりますか？

A 1 5. 対象となります。燃料費（ガソリン、灯油、軽油、重油等）を燃料費以外の勘定科目（旅費交通費、車両費等）に計上している場合、その勘定科目において、対象経費であることを摘要欄に明記するなど、明確な根拠書類（総勘定元帳の写し）を提出していただくことで対象となります。

Q 1 6. 直近の確定申告とはいつの申告書ですか？

A 1 6. 直近の確定申告とは、個人事業者の場合、令和7年分の申告書となります。法人事業者の場合は、直近1期分の申告書となります。

Q 1 7. 確定申告書に税務署の收受印が押印されていない書類でも申請できますか？

A 1 7. 紙による申請の場合は收受印は不要ですが、申請内容に相違ないことをよくご確認ください。虚偽等が判明した場合は、給付金の返還に応じていただく必要があります。ただし、e-TAXにより申請した場合は電子申告受付日時の印字及び受信通知の添付が必要です。

Q 1 8. いわゆる「ネット銀行」を利用しており、通帳等がない場合はどうしたらよいですか？

A 1 8. 口座情報〔金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義（カナ）〕の分かる画面のコピーを提出してください。

Q 1 9. インターネット環境がない場合は、どこで申請書入手できますか？

A 1 9. 申請書をホームページからダウンロードできない方には、給付金事務局、町田商工会議所、町田市役所 産業政策課（9階 906窓口）、各市民センターで申請書をお渡しします。

Q 2 0. 郵送での申請の際、郵送料は負担していただけますか？

A 2 0. 郵送料は申請者の負担となります。また、個人情報等を含む書類になりますので、レターパックや簡易書留など郵送物の追跡ができる郵送方法を推奨しています。

Q 2 1. 郵送での申請が難しいため、窓口で申請を手伝ってくれませんか？

A 2 1. 原則、オンライン申請か、郵送申請としています。やむを得ず郵送で申請できない場合、「町田市物価高騰対策事業者支援事業事務局」に事前予約することで窓口にて申請を受付します。

Q 2 2. 給付までにどのくらい時間がかかりますか？

A 2 2. 書類等に不備がなければ、申請書類の受付後、約 1 か月後に指定口座へ入金します。なお、申請の混雑状況や申請書類に不足や誤りがある場合、追加書類の提出や確認作業により、支払いに時間を要する場合があります。

Q 2 3. 申請期間の最終日（6 月 30 日（火））の申請でも大丈夫ですか。

A 2 3. 申請期間につきましては 6 月 30 日（火）までを設定しておりますが、予算額に達し次第、申請受付を終了する場合がありますので予めご了承ください。